

宿泊約款

第1条 本約款の適用

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館は前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館へ申し出て頂きます。
 - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、パスポート・在留カードの提示
 - (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当施設が必要と認めた事項(大人・小人・幼児及び家族構成)
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 18歳未満(高校生を含む)のみのご宿泊は、保護者の許可が無い限りお断り致します。宿泊には保護者の同意書がご宿泊者全員分、必要となります。小中学生の利用は18歳以上の同行する責任者(家族以外の場合)が居て、保護者同意書の提出があった場合、宿泊の対応を致します。

第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求める事があります。
3. 前項の予約金は、第5条に該当する場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 満室により客室の余裕がないとき。
2. 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次の事項に該当すると認められるとき。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下

「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が利用施設もしくは利用施設職員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
7. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
8. 他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。

第5条 宿泊者の契約解除

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。〔違約金〕
 - 宿泊日の3日前に解除した場合、宿泊料金の50%
 - 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊料金の50%
 - 宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

※NET 予約に関しては各媒体のキャンセルポリシーに基づく。

3. 当施設は宿泊客が宿泊日当日の20時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過時刻）になっても到着しないとき、その宿泊予約は取消しされたものとみなして処理することがあります。

第6条 当館の契約解除

1. 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の事項に該当すると認められるとき。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客がほかの宿泊客等（利用施設職員、近隣住民含む）に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がないとき。

(8) 第2条第1項及び第3項の事項と異なるとき。

(9) 当館が定める利用規則に従わないとき。

2. 当館は前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館受付において次の事項を登録して頂きます。

- (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、パスポート・在留カードの提示
- (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
- (4) その他、当施設が必要と認めた事項(大人・小人・幼児及び家族構成)

第8条 当館の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとるものとします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、共用スペース等の客室以外の館内にて、宿泊に相当する長時間の当館の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。

第9条 利用規則の遵守

宿泊者は当館の利用規則に従っていただきます。

第10条 宿泊料金の支払い

1. 料金の支払いは現金またはクレジットカード等当館が認めた方法により、宿泊客の到着の際または当館が請求した時に受付で行って頂きます。
2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条 当館の責任

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館受付において宿泊の登録を行ったときまたは客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトした時に終わります。
2. 宿泊客が当館の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。
3. 当館の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天

災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第12条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第13条 金銭その他貴重品

金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

第14条 インターネット通信の使用

1. 当館内でのインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。
2. インターネット通信の利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第15条 本約款の変更

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

利用規則

ゲストハウス NALU ノ道（以下、当館という）では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。この規則をお守り頂けない場合は、当館内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

適用範囲

1. 当館の全施設（宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当館内諸施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

火災予防および保安に関すること

1. 当館内は全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず指定の屋外喫煙所をご利用下さい。
2. バックヤード、母屋建物などお客様用以外の施設には立ち入らないで下さい。

お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

1. お忘れ物、拾得物の処置は法令（遺失物法）に基づいてお取り扱いさせていただきます。

当館内諸施設に関すること

1. 当館の洗濯機（有料）は自由にご利用頂けますが、利用後は直ちに洗濯物を取り出し、次の利用者の妨げにならないようにして下さい。また、洗濯設備の性能に関するご意見は一切受付けておりません。
2. 施設設備の利用可能時間について
 - 受付 15時～21時
 - 共用スペース、キッチン、シャワールーム、ドライヤー、洗濯機 11時～23時
 - 1階カフェスペースは11時～22時迄
3. 宿泊客が当館の館内設備を利用できる時間は、チェックイン日の15時からチェックアウト日の10時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の館内設備利用については別料金を請求致します。

行動に関すること

1. 当館ご利用のお客様は必ず当館スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。
2. 当館内の入退出は当館とご契約頂いたお客様のみ可能となります。
3. 当館内は全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず所定の屋外喫煙所をご利用下さい。
4. 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨て下さい。
5. 当館内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。
6. 当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。
7. 当館に門限や消灯はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。
8. 当館1階カフェスペースの無断利用及びキッチン等の無断立ち入りはできません。

責任に関すること

1. 当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

その他の禁止事項

1. 当館内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
 2. 当館内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
 3. 著しく不潔な身体または服装により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること。
 4. 客室を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
 5. 当館内施設に他のお客様の迷惑になるものをお持ちになること。
- イ. 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬は除く）
- ロ. 発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等

6. 当館内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
7. 当館内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
8. 館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。
9. 当館 1 階カフェスペースの無断利用及び無銭飲食。
10. その他当館が不相当と判断する行為。

情報に関すること

1. 当館の屋号、ゲストハウス NALU ノ道を当館以外の第三者が使用することを禁じます。
2. 当館は簡易宿所に定義されるゲストハウスとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。
3. 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。
 - イ. お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。
 - ロ. 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。
4. 当館ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。
5. 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。
6. 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

当館スタッフの館内巡回に関すること

1. 館内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解・ご了承下さい。